

議案第 4 1 号

志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 5 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

志摩市消防団員等公務災害補償条例(平成 16 年志摩市条例第 220 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「、市は、葬祭補償として」を「、市は」に改め、「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の志摩市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以降に支給すべき事由の生じた志摩市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においてこの条例による改正前の志摩市消防団員等公務災害補償条例第

18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。